

家畜衛生だより

中央家畜保健衛生所
村山地域家畜畜産物衛生指導協会
〒990-2161 山形市漆山 736 番地
Tel 023-686-4410/Fax 023-686-5715

令和3年9月発行

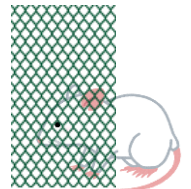
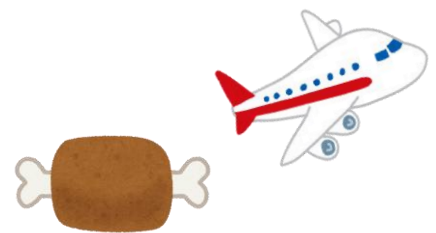
飼養衛生管理マニュアル の作成と周知徹底が必要です！

令和4年2月1日に、全ての牛、めん羊、山羊の所有者の皆様にも、「飼養衛生管理マニュアル」の作成と従業員や外部事業者への周知が義務付けられます。

【目的】農場で実施している衛生対策の手順を見える化した上で、農場の防疫や衛生管理を実効性あるものにする

〈マニュアルに盛り込む基本的な10項目〉

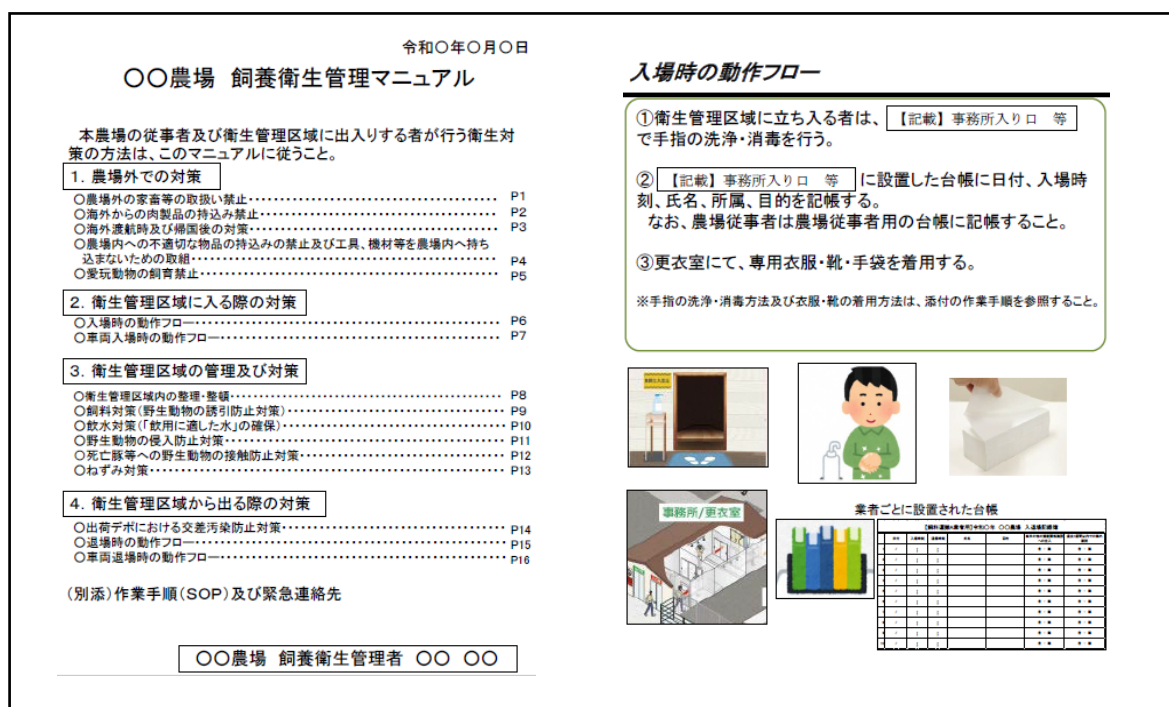
- ① 農場外での牛、めん羊、山羊の飼養及び狩猟の禁止
- ② 海外渡航時及び帰国後の対策
- ③ 海外からの肉製品の持込み禁止
- ④ 農場内への不適切な物品の持込み禁止
- ⑤ 可能な限り工具、機材等を農場内へ持ち込まない
- ⑥ 工具、機材、食品等を持ち込む場合の取り扱い
- ⑦ 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止
- ⑧ 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
- ⑨ 農場における防疫のための更衣
- ⑩ 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類等



マニュアルの作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させるとともに、従業員や外部事業者がマニュアルを守れるよう印刷した冊子の配布や看板の設置等を行ってください。

令和4年1月末までに飼養衛生管理マニュアルの作成をお願いします。

《マニュアル作成例》※農林水産省HPより



こちらからダウンロードできます ↓

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyousu/index.html

☆ マニュアル例の配布やアドバイスも行っております！ ☆

中央家畜保健衛生所

TEL 023-686-4410 (休日・夜間共通)

FAX 023-686-5715

